

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <u>令和2年2月28日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <u>令和2年2月10日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない貸付契約については保険契約を締結しないこととする。当該基準に適合しない輸出契約等に係る貸付契約についても同様とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」若しくは「別紙5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は<u>防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等</u>に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貸付契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。</p>	

新	旧	備考
<p>を発行した貸付契約を除く。 (7)～(9) (略)</p>	<p>(7)～(9) (略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和2年2月28日</u>] この改正は、<u>令和2年4月1日</u>から実施する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和2年2月10日</u>] この改正は、<u>令和2年2月18日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]～[別紙7] (略)</p>	<p>[別紙1]～[別紙7] (略)</p>	
<p>[別表] (略)</p>	<p>[別表] (略)</p>	